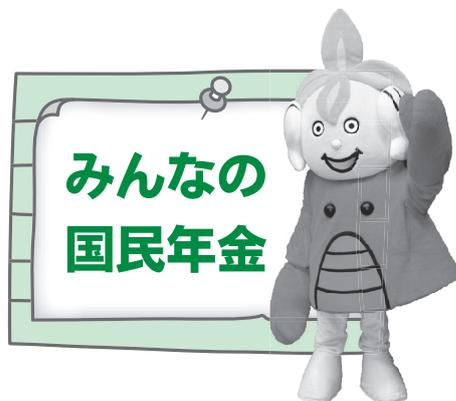


## 老齢基礎年金の繰上げ、繰下げ請求も可能です!

年金は、自分で年金を受けるための手続き(年金請求)を行わなければ支給されません。

老齢基礎年金の支給は原則65歳からとなっていますが、希望すれば60歳から繰り上げ、または、逆に70歳まで繰り下げて請求することもできます。繰り上げ請求する場合は、請求する年齢等により一定の割合で減額され、繰り下げ請求の場合は加算されます。(下記の表をご覧ください)



### ■昭和16年4月2日以降に生まれた方の繰り上げ、繰り下げ請求の支給率

繰り上げ請求		繰り下げ請求	
年 齢	支 給 率	年 齢	支 給 率
60歳0か月～60歳11か月	70～75.5%	66歳0か月～66歳11か月	108.4～116.1%
61歳0か月～61歳11か月	76～81.5%	67歳0か月～67歳11か月	116.8～124.5%
62歳0か月～62歳11か月	82～87.5%	68歳0か月～68歳11か月	125.2～132.9%
63歳0か月～63歳11か月	88～93.5%	69歳0か月～69歳11か月	133.6～141.3%
64歳0か月～64歳11か月	94～99.5%	70歳0か月	142%

※繰り上げ請求は1か月につき0.5%減り、繰り下げ請求は1か月につき0.7%増えます。  
※昭和16年4月1日以前に生まれた方の支給率は上記の表とは異なります。

#### ◆繰り上げ請求(65歳になる以前に支給)の注意点

- 繰り上げ請求を行った場合、支給される年金額は生涯減額されます。
- 65歳までは他の年金が支給停止になります。
- 遺族厚生(共済)年金を受けている方は65歳まではどちらかの選択になります。
- 障害のある方は繰り上げ請求をした後に程度が重くなっても障害基礎年金は請求できません。

- 国民年金の任意加入はできなくなります。
- 寡婦年金の受給権が消滅します。

#### ◆繰り下げ請求の注意点

- 加入期間が国民年金のみの方が繰り下げ請求を希望する場合は、66歳以降の請求時点で必ず繰り下げの申出をしてください。

## ～国民年金保険料は忘れずに納めましょう!～

=年金は世代と世代の支え合い=

お問い合わせ先

町民健康課町民窓口グループ (☎2-2453) ・ 函館年金事務所国民年金課 (☎0138-56-1165)

# 水道ガス課からのお知らせ

## 『ガスと暮らしの安心運動』期間です

= 9月1日～11月30日 =

日頃より、町営ガスをご利用いただき、ありがとうございます。

町営ガスが現在お届けしているガスは **13A** という種類のガスです。

有害な物質である“一酸化炭素”が含まれておりませんが、取扱いを誤ると爆発等の危険性がありますのでご注意ください。

また、お届けしているガスは空気より重いため、万が一漏洩した場合は床面付近に滞留するおそれがありますので、ご注意ください。

### 「ガス機器を使用するときは」

- \*ガス機器(家庭用・業務用厨房)を使用するときは必ず換気に十分注意してください。
- \*ガス小型湯沸器は、風呂・洗濯機・シャワーに使わないでください。

\*ガスを安心してご使用していただくために、安全装置付ガス機器へのお取替えをお勧めします。

- \*料理中はガステーブルから離れないようにしましょう。
- \*地震が発生したときは、落ち着いて揺れがおさまってから使用中のガス機器を止め、ガスの元栓を全て閉めましょう。

### 「ガス漏れに気付いたら」

「ガス臭い」と感じたときや、「ガス漏れ警報器が鳴っている」ときは、窓や戸を大きく開け換気しましょう。換気扇や電気のスイッチは着火源となるおそれがあるので、絶対に触れないでください。すぐに水道ガス課へ連絡してください。

### 【ご連絡・お問い合わせ先】

水道ガス課 (☎2-2862)